



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建設局駅前魅力創造課	1
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 住吉村合併16号線)	建設局道路管理課	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	6
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	9
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	12
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新(特定非営利活動法人海)	地域協働局地域活性課	16
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(篠原台北自治会ほか)	地域協働局地域活性課	17
公告	建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催	建築住宅局建築指導部 建築安全課	19
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(フォリア西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	20
公告	開発行為に関する工事の完了(北区有野町)	都市局都市計画課	21
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)ドラッグコスモス伊川谷有瀬店)	経済観光局経済政策課	22
公告	富士チタン工業株式会社の産業廃棄物処理施設設置許可に係る公告及び閲覧	環境局事業系廃棄物対策課	24
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	25
水道局	指定納付受託者の指定(SMBC GMO PAYMENT株式会社)	水道局営業課	26
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	27
その他	令和6年度神戸市職員共済組合決算	行財政局厚生課神戸市職員共済組合	28
訂正	昭和48年9月11日付神戸市公報第1288号中	建設局道路管理課	37

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第9号

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例施行規則（平成5年12月規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（荒田公園駐車場の定期駐車料金の額の特例）</u></p> <p><u>第2条 条例第5条第5項の規定に基づき、神戸市荒田公園駐車場における定期駐車券に係る料金の額は、定期駐車契約の台数が10台以上の団体については、別表に規定する額とする。</u></p> <p><u>2 前項の定期駐車契約の台数は、神戸市道路公社が道路整備特別措置法</u></p>	

(昭和31年法律第7号)に基づき設置し、料金を徴収する大倉山駐車場における当該団体の定期駐車契約の台数と合算するものとする。

第3条、第4条 [略]

第2条、第3条 [略]

別表 (第2条関係)

定期駐車契約の台数	定期駐車券の種類及び1月当たりの料金	
	平日昼間	全日
10台から19台まで	13,400円	17,420円
20台から29台まで	12,980円	16,450円
30台から39台まで	12,550円	15,480円
40台から49台まで	12,120円	14,510円
50台以上	11,690円	13,550円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

神戸市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年7月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年7月29日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	住吉村合併 16号線	神戸市東灘区住吉山手3丁目1875番172地先から	新	12.70	最大 7.20 最小 5.70
		神戸市東灘区住吉山手3丁目1875番174地先まで	旧	12.70	最大 12.20 最小 7.20

神戸市告示第 209号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和7年6月5日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 5 台	令和7年6月17日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 4 台	令和7年6月24日	

神戸市告示第210号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年7月15日 神戸市公報第3919号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 1台	令和7年6月5日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 3台	令和7年6月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 21台	令和7年6月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 5台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	令和7年6月12日	
	六甲道駅周辺	自転車 9台		
	灘駅周辺	自転車 3台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	令和7年6月17日	
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1台	令和7年6月18日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	15台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	48台	令和7年6月23日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2台	
	JR住吉駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	9台	令和7年6月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	灘駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第211号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所-名称	事業所-所在地	申請者-法人名	申請者-所在地	指定年月日	サービス種類
2860290580	クリオ訪問看護・リハビリステーション灘	兵庫県神戸市灘区王子町3-6 パークビュー王子駅前403号室	株式会社 dot cue	兵庫県神戸市垂水区五色山5丁目8番22-1号	令和7年6月1日	介護予防訪問看護
2860290580	クリオ訪問看護・リハビリステーション灘	兵庫県神戸市灘区王子町3-6 パークビュー王子駅前403号室	株式会社 dot cue	兵庫県神戸市垂水区五色山5丁目8番22-1号	令和7年6月1日	訪問看護
2860290598	医心館 訪問看護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋6丁目3番15号	株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目6番1号	令和7年6月1日	介護予防訪問看護
2860290598	医心館 訪問看護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋6丁目3番15号	株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目6番1号	令和7年6月1日	訪問看護

令和7年7月15日 神戸市公報第3919号

2860790480	訪問看護ステーション こもれび	兵庫県神戸市須磨区横尾5丁目4番1号-206	一般社団法人ACCEL	兵庫県神戸市垂水区北舞子3丁目5番2号	令和7年6月1日	介護予防訪問看護
2860790480	訪問看護ステーション こもれび	兵庫県神戸市須磨区横尾5丁目4番1号-206	一般社団法人ACCEL	兵庫県神戸市垂水区北舞子3丁目5番2号	令和7年6月1日	訪問看護
2860890611	訪問看護ステーション フィル舞子台	兵庫県神戸市垂水区舞子台3丁目11-18	医療法人ライフ	兵庫県神戸市垂水区舞子台七丁目3番7号	令和7年6月1日	介護予防訪問看護
2860890611	訪問看護ステーション フィル舞子台	兵庫県神戸市垂水区舞子台3丁目11-18	医療法人ライフ	兵庫県神戸市垂水区舞子台七丁目3番7号	令和7年6月1日	訪問看護
2870203300	どんぐりケアプランセンター 大石	兵庫県神戸市灘区大石東町6-4-12	株式会社 Lino	兵庫県明石市大久保町松陰1050番地の10	令和7年6月1日	介護予防支援
2870203300	どんぐりケアプランセンター 大石	兵庫県神戸市灘区大石東町6-4-12	株式会社 Lino	兵庫県明石市大久保町松陰1050番地の10	令和7年6月1日	居宅介護支援
2870203318	医心館 訪問介護ステーション 王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋3番15号	株式会社アンビス	東京都中央区京橋6番1号	令和7年6月1日	訪問介護

2870703754	けんけんデ イサービス	兵庫県神戸 市須磨区常 盤町一丁目 1番13号	株式会社リ ハ鍼	兵庫県神戸 市須磨区常 盤町一丁目 1番13号	令和7年 6月1日	通所介護
2870703762	ブレインソ ーシャルサ ービス	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字円満 林22-2 -308	株式会社ニ ューブレイ ン	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字蓮池 366番 10-1212号	令和7年 6月1日	介護予防支 援
2870703762	ブレインソ ーシャルサ ービス	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字円満 林22-2 -308	株式会社ニ ューブレイ ン	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字蓮池 366番 10-1212号	令和7年 6月1日	居宅介護支 援
2875004448	ケアプラン デュオ	兵庫県神戸 市北区広陵 町3丁目 154番地	合同会社デ ュオ・マネ ジメント	兵庫県神戸 市北区広陵 町3丁目154 番地	令和7年 6月1日	介護予防支 援
2875004448	ケアプラン デュオ	兵庫県神戸 市北区広陵 町3丁目 154番地	合同会社デ ュオ・マネ ジメント	兵庫県神戸 市北区広陵 町3丁目154 番地	令和7年 6月1日	居宅介護支 援

神戸市告示第212号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870200066	田中医院指定居宅介護支援事業所 かりん	兵庫県神戸市灘区倉石通4-1-24	医療法人社団 田中医院	兵庫県神戸市灘区倉石通4-1-24	令和7年5月9日	介護予防支援
2870200066	田中医院指定居宅介護支援事業所 かりん	兵庫県神戸市灘区倉石通4-1-24	医療法人社団 田中医院	兵庫県神戸市灘区倉石通4-1-24	令和7年5月9日	居宅介護支援
2870201338	灘在宅福祉センター	兵庫県神戸市灘区琵琶町2丁目1-27	社会福祉法人 鶯園	岡山県津山市瓜生原337-1	令和7年5月30日	通所介護
2870102650	うみのほし魚崎居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市東灘区魚崎南町8丁目10番10号 グループホームうみのほし魚崎	社会福祉法人 神戸海星会	兵庫県神戸市灘区篠原北町三丁目11番15号	令和7年5月31日	居宅介護支援

2875205003	なんきんま めヘルパー ステーション	兵庫県神戸 市西区神出 町東字丸ヶ 岡 1188 番 地 348	有限会社 B・H・L リコールエ センス	兵庫県神戸 市西区神出 町東字丸ヶ 岡 1188 番 地 348	令和7年5 月31日	訪問介護
------------	--------------------------	--	-------------------------------	--	---------------	------

神戸市告示第213号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所-名称	事業所-所在地	申請者-法人名	申請者-所在地	指定年月日	サービス種類
2870203318	医心館 訪問介護ステーション 王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋3番15号	株式会社ア ンビス	東京都中央区京橋6番1号	令和7年6月1日	介護予防訪問サービス
2870703754	けんけんデ イサービス	兵庫県神戸市須磨区常盤町一丁目1番13号	株式会社リ ハ鍼	兵庫県神戸市須磨区常盤町一丁目1番13号	令和7年6月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第214号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870201338	灘在宅福祉センター	兵庫県神戸市灘区琵琶町2丁目1-27	社会福祉法人鶯園	岡山県津山市瓜生原337-1	令和7年5月30日	介護予防通所サービス
2875205003	なんきんまめヘルパーステーション	兵庫県神戸市西区神出町東字丸ヶ岡1188番地348	有限会社B・H・Lリコールエセス	兵庫県神戸市西区神出町東字丸ヶ岡1188番地348	令和7年5月31日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第215号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

法人名	特定非営利活動法人海
代表者	田中 立信
所在地	神戸市兵庫区上沢通8丁目6番7号
目的	この法人は、障害者に対して作業所の運営等障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業、障害福祉サービス事業を行い、地域の中で障害の有無にかかわらず普通の生活を安心して送れる場と人として生き生きと働き、生活を楽しめる場を提供するとともに障害者及び高齢者、経済的に恵まれない児童及び生徒に対して生活支援事業、学習支援事業を通して、障害者及び高齢者、子どもたちの福祉と教育の向上と権利保障に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和7年4月13日から令和12年4月12日まで）

神戸市告示第216号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、篠原台北自治会、舞子汐見台自治会、若草町自治会、御影山手自治会、金平地区運営協議会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	篠原台北自治会	舞子汐見台自治会	若草町自治会
主たる事務所	神戸市灘区篠原台18番25号	神戸市垂水区舞子坂1丁目10番13号	神戸市須磨区若草町2丁目19番地の8
代表者の氏名	奥田 眞司	坂田 元博	井上 裕
代表者の住所	神戸市灘区篠原台21番4号	神戸市垂水区舞子坂1丁目10番13号	神戸市須磨区若草町2丁目3番地の18

名称	御影山手自治会	金平地区運営協議会
主たる事務所	神戸市東灘区御影山手6丁目10番26号の301号	神戸市兵庫区金平町2丁目1番55号
代表者の氏名	渡邊 優子	宮前 稔彦
代表者の住所	神戸市東灘区御影山手6丁目10番26号の301号	神戸市兵庫区金平町1丁目11番2号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 篠原台北自治会

令和7年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田原 宏明	奥田 眞司
代表者の住所	神戸市灘区篠原台20番7号	神戸市灘区篠原台21番4号

(2) 舞子汐見台自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番37号	神戸市垂水区舞子坂1丁目10番13号
代表者の氏名	鷲尾 剛治	坂田 元博
代表者の住所	神戸市垂水区舞子坂2丁目4番37号	神戸市垂水区舞子坂1丁目10番13号

(3) 若草町自治会

令和7年4月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	雑賀 淳	井上 裕
代表者の住所	神戸市須磨区若草町2丁目7番地の5	神戸市須磨区若草町2丁目3番地の18

(4) 御影山手自治会

令和7年6月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市東灘区御影山手4丁目10番7号	神戸市東灘区御影山手6丁目10番26号の301号
代表者の氏名	宇都宮 順二	渡邊 優子
代表者の住所	神戸市東灘区御影山手4丁目10番7号	神戸市東灘区御影山手6丁目10番26号の301号

(5) 金平地区運営協議会

平成20年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤澤 栄寿雄	南山 周二
代表者の住所	神戸市兵庫区金平町1丁目4番4号	神戸市兵庫区吉田町3丁目3番11号

平成22年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	南山 周二	川本 貞夫
代表者の住所	神戸市兵庫区吉田町3丁目3番11号	神戸市兵庫区金平町1丁目6番4号

平成24年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	川本 貞夫	宮前 稔彦
代表者の住所	神戸市兵庫区金平町1丁目6番4号	神戸市兵庫区金平町1丁目11番2号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第7項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和7年7月15日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
兵庫県神戸市中央区新港町11番1 ジーライオンアワーズビル9階
株式会社モトーレン神戸 代表取締役 片岡 伊佐夫
- (2) 建築物の敷地の所在
兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷ノ前1422番1、1465番1
- (3) 建築物の用途
自動車修理工場
- (4) 工事の種別
増築
- (5) 建築物の構造及び規模
ア 構造
鉄骨造
イ 規模

敷地面積	1264.43 平方メートル
建築面積	737.25 平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	793.87 平方メートル (自動車修理工場 522.07 平方メートル)
階数	地上2階

2 意見の聴取の期日及び場所

- (1) 期日
令和7年8月2日（土）午前10時30分から
- (2) 場所
兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1281 施設名 有瀬会館 2階 ホール

3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6553

4 その他

当日は午前10時から会場にて受付を行います。
会場では感染症対策にご協力をお願いします。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年7月15日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
フォリア西神南建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区井吹台北町2丁目1番1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和7年7月25日（金）
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル5階
建築住宅局603会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年7月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区有野町有野字小堀畑1894番1の一部、1895番1の一部、有野町有野字岡場1897番2、1897番3、1897番4、1897番5、1897番6、1897番7、1898番1、1898番5、1898番6、1898番7、1898番8、1898番9、1906番、1906番1、1907番、1907番1、1907番2、1907番3、1907番4、1907番5、1907番6、1907番7、1907番8、1907番9、1907番10、1907番11、1907番12、1907番13、1907番14、1907番15、1907番16、1907番17、1907番18、1907番19、1911番3、1911番4、1936番、1936番1、1940番1、1945番1、1947番、1948番1、1948番3、1948番4、1948番5、1951番、1951番1、1951番2、1970番2、1970番3、1970番4、1972番3、1972番4、1976番1の一部、1976番2、1977番3、1980番、1980番2、1982番2、1982番4、1982番5、1982番6、1983番1、1983番4、1983番5、1983番6、1983番7、1983番8、1983番9、1983番11、1983番12、1993番2の一部、2002番3、2002番4、2002番6、2722番、2722番1、2722番2、2722番3、2722番4、2722番5、2722番6、2722番7、2724番2、4100番2の一部、4100番3、4101番2、4102番2、4102番3、4102番4、4102番5、4102番6、4102番7、4102番8、4104番5の一部、4104番18、4105番4、4418番50の一部、4418番56、1976番1地先里道、1976番1地先水路、1982番2地先里道、1982番2地先水路、4418番50地先里道、有野町有野字岡場辻4100番1の一部、4101番1の一部、有野町有野字上ノ山1820番地先里道の内2工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋1丁目4番1号

神戸ロジスティクス特定目的会社

取締役 三品 貴仙

3 許可番号

令和2年9月9日 第7062号

（変更許可 令和2年10月16日 第1408号）

（変更許可 令和4年4月12日 第1483号）

（変更許可 令和5年12月28日 第1521号）

（変更許可 令和6年9月5日 第1527号）

（変更許可 令和6年12月17日 第1529号）

（変更許可 令和7年5月2日 第1536号）

（変更許可 令和7年7月2日 第1541号）

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年7月15日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年7月15日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス伊川谷有瀬店

神戸市西区伊川谷町有瀬1348番1他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,348平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物南側および西側	41台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物西側および敷地西側	58台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物南側	32.0 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設	位置	面積
廃棄物保管施設①	建物内東側	6.0 立方メートル
廃棄物保管施設②	建物内東側	3.0 立方メートル
合計		9.0 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後 9 時 50 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地南面	入口 1 か所、出口 1 か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 7 年 6 月 30 日

9 縦覧期間

令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 11 月 17 日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に関する告示・縦覧等に係る手続要領（平成16年12月28日 市長決定）第11条の規定により次のとおり公告し、神戸市産業廃棄物処理施設専門委員の意見書及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを神戸市環境局事業系廃棄物対策課に備え置いて、閲覧に供します。

令和7年7月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 許可を受けた者の住所、名称及び代表者の氏名

神戸市北区道場町生野96番地の1

富士チタン工業株式会社

代表取締役 野喜 日出雄

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

神戸市北区道場町生野字飛瀬1016番12他19筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

管理型 産業廃棄物最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥 以上1種類（以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。）

5 許可年月日

令和7年7月3日

6 閲覧場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

神戸市水道告示第9号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年7月15日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
38130	大和施設工業株式会社	神戸市須磨区大手町 1-5-12	辻井 雄介	令和7年6月30日

神戸市水道告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）第46条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月15日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

SMBC GMO PAYMENT株式会社

東京都江東区豊洲2丁目2番31号SMBC豊洲ビル

2 指定納付受託者に納付させる料金等

水道事業管理者が徴収する水道料金、下水道使用料（農業集落排水含む。）

3 指定日

令和7年7月16日

神戸市選告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年7月4日

神戸市選挙管理委員会

委員長 村上雅彦

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,779</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>206,491</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,868</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,572</u>
灘区	<u>36,169</u>
中央区	<u>37,472</u>
兵庫区	<u>30,448</u>
北区	<u>58,667</u>
長田区	<u>25,532</u>
須磨区	<u>43,435</u>
垂水区	<u>58,689</u>
西区	<u>65,000</u>

令和7年7月15日 神戸市公報第3919号

神戸市職員共済組合公告第 681 号

神戸市職員共済組合定款第 5 条及び第 38 条の規定に基づき、令和 6 年度決算を次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 15 日

神戸市職員共済組合
理事長 今 西 正 男

短 期 経 理
貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流 動 資 産			3,653,651,836	流 動 負 債			65,258,464
普通預金	3,574,523,282			未払金	9,476,057		
未収金	2,734,554			預り金	1,462,779		
支払基金委託金	76,394,000			前受収益	52,210,823		
固 定 資 産			100,000	仮受金	2,108,805		
加 入 金		100,000		固 定 負 債			1,166,153,337
				支払準備金	1,166,153,337		
				負債合計			1,231,411,801
				剰 余 金			2,422,340,035
				利益剰余金	2,422,340,035		
				欠損金補てん積立金	640,883,590		
				短期積立金	1,593,177,350		
				介護積立金	188,279,095		
				資本合計			2,422,340,035
資 産 合 計			3,653,751,836	負 債 ・ 資 本 合 計			3,653,751,836

短 期 経 理
損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

損		金額		利 益		金額	
	円	円			円	円	
経 常 費 用			14,670,439,584	経 常 収 益			15,636,170,424
事 業 費 用		14,670,439,584		事 業 収 益		14,668,406,592	
保 健 給 付	6,680,250,619			短 期 負 担 金	6,560,961,118		
休 業 給 付	978,343,695			介 護 負 担 金	722,190,436		
災 害 給 付	600,000			短 期 掛 金	6,484,854,629		
附 加 給 付	62,291,595			介 護 掛 金	722,171,969		
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,720,178,420			短 期 任 意 継 続 掛 金	149,600,744		
後 期 高 齢 者 支 援 金	2,830,660,011			介 護 任 意 継 続 掛 金	9,363,508		
病 床 転 換 支 援 金	1,041			出 産 青 児 交 付 金	7,645,508		
退 職 者 給 付 拠 出 金	13,454			雑 収 入	11,618,680		
介 護 納 付 金	1,378,180,398			補 助 金 等 収 入		967,754,458	
一 部 負 担 金 払 戻 金	103,364,530			高 額 医 療 交 付 金	126,926,000		
連 合 会 払 込 金	165,468,117			災 害 給 付 交 付 金	600,000		
連 合 会 拠 出 金	751,087,704			育 児・介 護 休 業 手 当 金 交 付 金	827,330,419		
繰 入 金			27,000,000	調 整 負 担 金	12,898,039		
業 務 経 理 へ 繰 入		27,000,000		事 業 外 収 益		9,374	
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金			1,166,153,337	短 期 利 息 及 び 短 期 配 当 金	9,374		
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金		1,166,153,337		前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金			1,117,975,181
特 別 損 失			1,105,162	前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金		1,117,975,181	
前 期 損 益 修 正 損		1,105,162		特 別 利 益			68,115
当 期 利 益 金			889,515,637	前 期 損 益 修 正 益		68,115	
当 期 短 期 利 益 金		813,970,122					
当 期 介 護 利 益 金		75,545,515					
合 計			16,754,213,720	合 計			16,754,213,720

厚生年金保険経理
貸借対照表

令和7年3月31日現在

借		方		金額	貸		方		金額
	円	円		円		円	円		円
流動資産				1,593,820,999	流動負債				1,593,820,999
普通預金		1,590,560,659			未払金		1,593,596,512		
未収金		3,260,340			預り金		224,487		
資産合計				1,593,820,999	負債合計				1,593,820,999

厚生年金保険経理
損益計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

損		失		金額	利		益		
	円	円		円		円	円		円
経常費用				25,378,204,241	経常収益				25,378,204,241
事業費用		25,378,204,241			事業収益		25,378,204,241		
負担金払込金	15,128,418,828				負担金	15,128,418,828			
組合員保険料払込金	10,249,785,413				組合員保険料	10,249,785,413			
合計				25,378,204,241	合計				25,378,204,241

退職等年金経理
貸借対照表

令和7年3月31日現在

借		方		金額	貸		方		金額
	円	円		円		円	円		円
流動資産				109,753,862	流動負債				109,753,862
普通預金		109,483,337			未払金		109,753,862		
未収金		270,525							
資産合計				109,753,862	負債合計				109,753,862

退職等年金経理
損益計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

損 失		金 額		利 益			
	円	円	円		円	円	円
経 常 費 用			1,681,639,374	経 常 収 益			1,681,639,374
事 業 費 用		1,681,639,374		事 業 収 益		1,681,639,374	
負 担 金 払 込 金	840,778,170			負 担 金	840,778,170		
掛 金 払 込 金	840,861,204			掛 金	840,861,204		
合 計			1,681,639,374	合 計			1,681,639,374

経過の長期経理
貸借対照表

令和7年3月31日

借 方		金 額		貸 方		金 額	
	円	円	円		円	円	円
流 動 資 産			720,261	流 動 負 債			720,261
普 通 預 金		719,733		未 払 金		720,261	
未 収 金		528					
資 産 合 計			720,261	負 債 合 計			720,261

経過の長期経理
損益計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

損 失		金 額		利 益			
	円	円	円		円	円	円
経 常 費 用			131,714,030	経 常 収 益			131,714,030
事 業 費 用		131,714,030		事 業 収 益		131,714,030	
負 担 金 払 込 金	131,714,030			負 担 金	131,714,030		
合 計			131,714,030	合 計			131,714,030

業 務 経 理
貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産			流動負債		
		343,521,503			27,185,202
普通預金		343,521,503	未払金	17,315,278	
			預り金	9,869,924	
固定資産		621,848	固定負債		1,514,664
有形固定資産		621,848	引当金	1,514,664	
器具及び備品	621,848		退職給与引当金	1,514,664	
			負債合計		28,699,866
			剰余金		315,443,485
			利益剰余金	315,443,485	
			積立金	315,443,485	
			資本合計		315,443,485
資産合計		344,143,351	負債・資本合計		344,143,351

業 務 経 理
損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

損		失		金 額	利		益	金 額
	円	円		円		円	円	円
経常費用				243,316,100	経常収益			225,017,098
事業費用		243,316,100			事業収益	145,875,926		
役員報酬	26,000				経常収益負担金	145,800,000		
職員給与	32,458,492				雑収入	75,926		
厚生費	105,979				補助金等収入	79,141,172		
旅費	482,300				補助金	2,635,000		
事務費	22,620,136				連合会交付金	76,506,172		
委託費	69,885,499				繰入金		27,000,000	
被服費	0				短期経理より繰入		27,000,000	
修繕費	0				特別利益			90,053
貸借料	11,137,810				前期損益修正益		90,053	
普及費	0							
諸謝金	302,500							
負担金	8,067,270							
連合会分担金	9,891,294							
事務費負担金払込金	88,128,000							
減価償却費	210,820							
特別損失				1,851,446				
前期損益修正損		25,079						
固定資産除却損		1,826,367						
当期利益金				6,939,605				
当期利益金		6,939,605						
合 計				252,107,151	合 計			252,107,151

保 健 経 理
貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			860,147,596	流動負債			41,014,120
普通預金		807,933,814		未払金		40,580,120	
未収金		52,213,782		前受金		150,000	
				預り金		284,000	
固定資産			36,520,000	負債合計			41,014,120
有形固定資産		36,520,000		剰余金			855,653,476
土地	36,520,000			資本剰余金		36,520,000	
				別途積立金	36,520,000		
				利益剰余金		819,133,476	
				欠損金補てん積立金	1,826,000		
				積立金	817,307,476		
				資本合計			855,653,476
資産合計			896,667,596	負債・資本合計			896,667,596

令和7年7月15日 神戸市公報第3919号

保 健 経 理
損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経 常 費 用			経 常 収 益		451,511,086
		455,744,722			
事 業 費 用		455,744,722	事 業 収 益	451,049,043	
厚 生 費	392,643,937		負 担 金	240,762,345	
特定健康診査等費	39,421,768		掛 金	193,362,310	
事 務 費	28,820		雑 収 入	16,924,388	
委 託 費	14,242,559		事 業 外 収 益	462,043	
委 託 管 理 費	237,440		利 息 及 び 配 当 金	462,043	
光 熱 水 料	9,240		特 別 利 益		1,965
賃 借 料	3,628,568		前 期 損 益 修 正 益	1,965	
保 險 料	51,840		当 期 損 失 金		6,237,763
普 及 費	1,640,980		当 期 損 失 金	6,237,763	
負 担 金	420,700				
連 合 会 分 担 金	3,404,240				
雑 費	14,630				
特 別 損 失		2,006,092			
前 期 損 益 修 正 損		179,725			
固 定 資 産 除 去 損		1,826,367			
合 計		457,750,814	合 計		457,750,814

貸 付 経 理
貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流 動 資 産			流 動 負 債		
		227,483,640			37,320
普 通 預 金		227,284,994	預 り 金		37,320
未 収 収 益		198,646	負 債 合 計		37,320
固 定 資 産		208,976,079	剰 余 金		436,422,399
投 資 そ の 他 の 資 産		208,976,079	利 益 剰 余 金		436,422,399
組 合 員 貸 付 金	208,976,079		欠 損 金 補 て ん 積 立 金	10,448,804	
			積 立 金	425,973,595	
			資 本 合 計		436,422,399
資 産 合 計		436,459,719	負 債 ・ 資 本 合 計		436,459,719

貸 付 経 理
損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経 常 費 用			経 常 収 益		2,627,022
		0			
当 期 利 益 金		2,627,022	事 業 収 益		2,579,022
			組 合 員 貸 付 金 利 息	2,579,022	
当 期 利 益 金		2,627,022	補 助 金 等 収 入		48,000
			連 合 会 交 付 金	48,000	
合 計		2,627,022	合 計		2,627,022

昭和48年9月11日付け告示第53号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年7月15日

誤 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定に基づき、昭和48年9月4日からその供用を開始する。

正 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定に基づき、昭和48年9月4日からその供用を開始する。

誤

道路の種類	路線名	区間	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道	鈴蘭台第4号線	神戸市北区鈴蘭台南町6丁目32番の3地先から 神戸市北区鈴蘭台南町7丁目6番の4地先まで	新	最大 <u>15.00</u> 最小 <u>4.50</u>	<u>474.00</u>
			旧	<u>4.50</u>	<u>411.00</u>

正

道路の種類	路線名	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道	鈴蘭台第4号線	神戸市北区鈴蘭台南町6丁目32番の3地先から 神戸市北区鈴蘭台南町7丁目6番の4地先まで	<u>4.50</u>	<u>474.00</u>